会 議 録 (概要)

会議の名称	令和3年度第3回佐渡市個人情報保護制度審議会
開催日時	令和 4 年 2 月 21 日 (月) 午後 1 時 30 分開会 午後 2 時 10 分閉会
場所	佐渡市役所 3階 大会議室
議題	個人情報業務の登録について
会議の公開・非公開	公開
出席者	< 委員 > 会長 中嶋羊一副会長 藤井光
傍聴人の数	0人
備考	

会議の概要(発言の要旨)	
発言者	議題・発言・結果等
	開会
	個人情報業務の登録について
	(1) 健康づくりのための情報分析業務(市民生活課・高齢福祉課)
	【市民生活課からの説明】
	市は、国民健康保険データヘルス計画や高齢者の保健事業と介護予防
	の一体的な実施に関する基本方針等で国民健康保険や後期高齢者医療
	保険加入者の医療、健診及び介護データなどを活用し、健康寿命の延
	伸に向けて効率的・効果的に事業を推進している。住み慣れた地域で、
	いつまでも自分らしく暮らせるまちづくりを目指すためには、より多
	くのデータについて、若年期からの生活習慣がどのような経過を経て
	生活習慣病や介護状態へ至るかの分析が不可欠。また、高齢化が急激
	に進む本市においては、今後の医療費や介護給付費の急激な増加を防
	ぎ、持続可能な健康保険制度や介護保険制度を展開する上で、市民の
	健康に関する分析は急務である。本案件は、当該分析に係る業務を幅
	広くとらえ「健康づくりのための情報分析業務」とし、本市が保有す

る健診や医療、介護などの個人情報の取得及び国、地方公共団体及び研究機関へ個人情報を提供することについて、また、佐渡市個人情報保護条例第9条第1項第8号において、本人以外のものから個人情報を取得すること及び同条例第11条第2項ただし書による本人通知又は公表について、ご意見を伺いたい。

## 【質疑・意見】

中嶋会長

市で保有するもの以外の情報、例えば社会保険等の情報を取得すると データは100%となると考えられるか。

市民生活課

その通り。

中嶋会長

制度的には、社会保険等の情報を取得できるということでよいか。

市民生活課

現時点ではまだないが、昨年、協会けんぽ新潟支部から連絡いただき、 一緒にできることはないかとの話はでている。今後、個人情報を取得 し実施する事業がでてくる可能性は多いにある。

佐藤委員

取得の登録票と外部提供の登録票の違いは。外部提供の登録票は、K DBシステムに関連する項目と考えてよいか。

市民生活課

基本的には同じだが、KDBデータ、KDBの元となるレセプトデータの範囲で、若干違いがある。

佐藤委員

取得の登録票には、本人取得と、市役所内での取得などがプラスして あると考えてよいか。

市民生活課

その通り。

佐藤委員

本人と本人以外からの取得は、それぞれあるのか。本人からすべて取 得ではないのか。

本人から取得できるなら、本人以外からの取得は不要かと。

市民生活課

健診結果、医療機関にかかった情報、介護保険の認定情報・サービスなどが基本的な取得の項目。ほとんどが医療機関等を通じて入手するもので、本人以外から取得するものが多い。

佐藤委員

では、本人から取得するのはどんな場合か。

市民生活課

国保加入と喪失。介護保険の認定を受けるとき。

佐藤委員

本人以外からの取得は、条例ではいずれかに該当すれば情報を取得できるとある。いずれかであるので、どれかに該当すればよい、という意味ではないか。それぞれに登録票にチェックをいれる必要はないのでは。

市民生活課

内容によって、法令根拠があるものであったり、それ以外のものもあ る。

佐藤委員

取得方法が多岐にわたるので、該当する項目をすべてチェックしたと いうことか。

市民生活課

その通り。

永井委員

にいがた新世代ヘルスケア情報基盤プロジェクトという事業では、市 は毎月情報提供するのか。

市民生活課

データ提供に関する協定を結んだあと、最初の月に国保連合会にある 過去5年分のデータを県に提供し、その後は毎月データを提供するこ とになる。

永井委員

毎月データは更新していくということか。

市民生活課

その通り。医療等毎月のものはデータが増えていく。 3 か月後くらい に新しいデータが提供されることになる。

佐藤委員

分析・研究は、市が実施する、検証していくこともあるのか。

市民生活課

今後、社保のデータ等を取得することになれば、市でも分析もしてい く。現在は国や県で分析し、開発した計画をつくるためのツールが市 町村へ提供されるという流れ。

佐藤委員

社保等のデータが市で取得できるようになった場合、それも外部提供 するのか。

市民生活課

にいがた新世代ヘルスケア情報基盤プロジェクトは、県が直接被用者保険からデータを取得し、分析した結果を市へ提供する。 市が社保のデータを取得したとしても、それを市が外部へ提供することはない。

中嶋会長

データが不要になるときとは。

市民生活課	文書保存期間による。
中嶋会長	市の計画等に活かしていくためにも必要なものと判断する。 ほかにご意見がなければ、今回の案件について承認するということで よいか。
	(異議なし)
	閉会